

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 23日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

提出者



住 所 宮崎県延岡市旭町4丁目3400番地の1

氏 名 旭化成株式会社延岡支社
延岡動力部 部長 溝上秀晃

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-22-4500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成株式会社 延岡支社 延岡動力部
事業場の所在地	宮崎県延岡市旭町4丁目3400番地の1
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	33 電気業
②事業の規模	767,420MWh (令和2年度発電電力量)
③従業員数	130名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1、2のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図)										
別紙-3のとおり										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
①現状	【前年度（令和2年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	排出量	18,168.8t	2,791.3t	464.4 t	131.3 t	6.7 t	4.0 t	89.7 t	1.3 t	0.1 t
	(これまでに実施した取組) バイオマスボイラーのバイオマス燃料使用増加によって化石燃料に伴うばいじん・燃え殻の発生削減を実施している。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	排出量	21,132 t	3,263 t	450 t	300 t	10 t	10 t	100 t	1 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) バイオマス燃料の安定継続使用による化石燃料に伴うばいじん・燃え殻の発生削減。									
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産廃物は上表のとおり。またこれらは他の廃棄物に混入しないように確実に分別・保管ができるように囲いを設けている。									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後新しく分別する予定の廃棄物はなし。									
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度（令和2年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)											
実施していない。											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)											
実施予定なし。											

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)										
実施していない。											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)										
実施予定なし。											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	全処理委託量	18,168.8t	2,791.3t	464.4 t	131.3 t	6.7 t	4.0 t	89.7 t	1.3 t	0.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,009.1t	890.2t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	18,168.8t	2,791.3t	463.3t t	131.3 t	0 t	0 t	89.7 t	1.3 t	0.1 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	6.7 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)										
<ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストを全ての産廃物で運用中。 委託基準に従って産廃委託業者を選定し書面による契約を交わしている。又委託業者へ年1回は現地確認を実施している。 										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラ	鉱さい	金属くず	木くず	ガラスくず
	全処理委託量	21,132 t	3,263 t	450 t	300 t	10 t	10 t	100 t	1 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,000 t	1,000 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	21,132 t	3,263 t	450 t	300 t	0 t	0 t	100 t	1 t	1 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)										
<ul style="list-style-type: none"> 委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施していく。 委託業者には引続き定期的に現地確認を実施する。 										

※事務処理欄

(第4面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図 1 産業廃棄物の一連の処理の工程(ばいじん及び燃え殻:石炭灰)

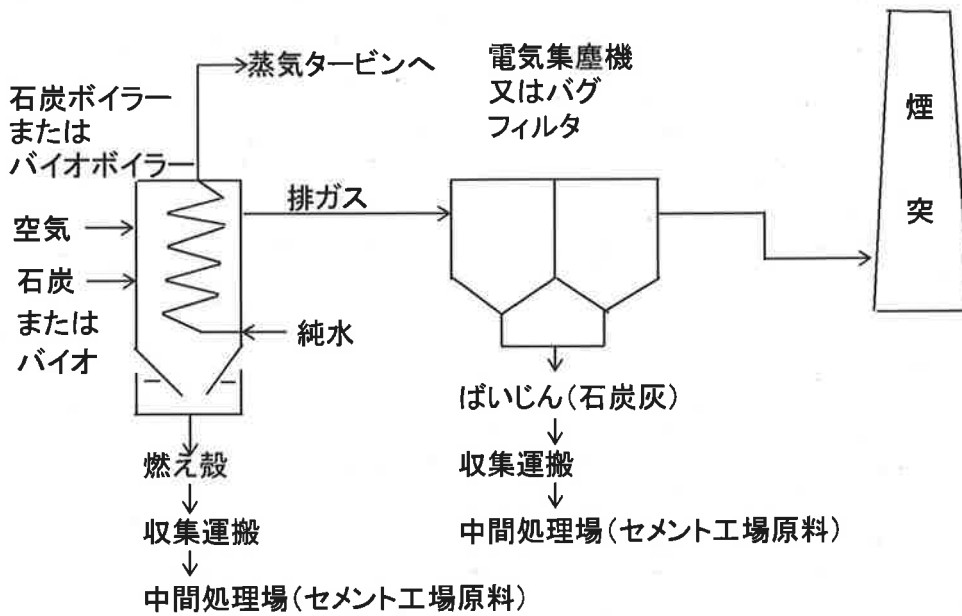


図 2 産業廃棄物の一連の処理の工程(汚泥)

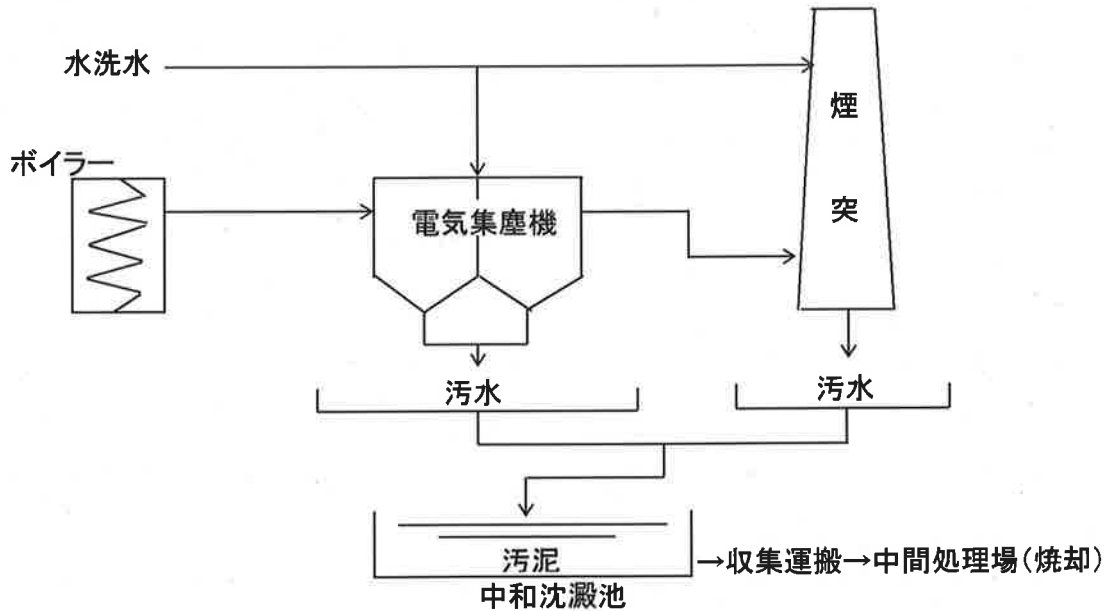


図 3 産業廃棄物の一連の処理の工程(汚泥)

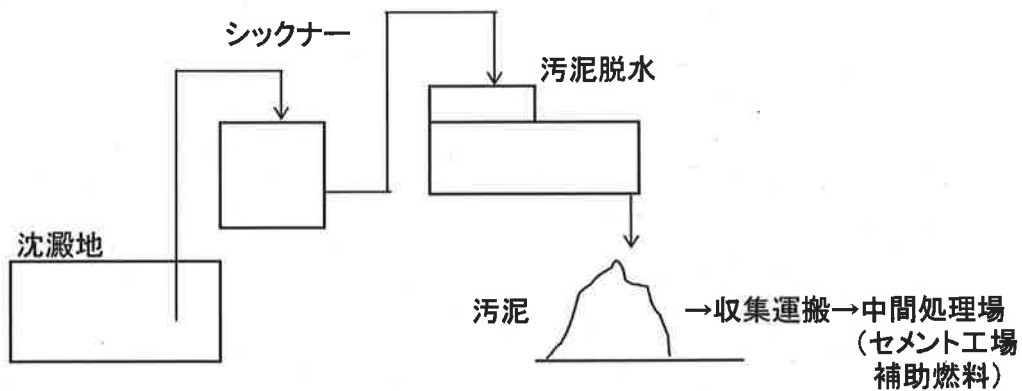
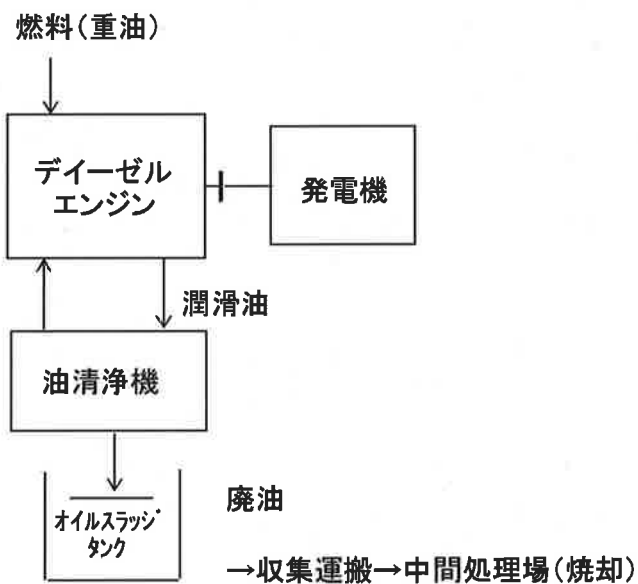


図 4 産業廃棄物の一連の処理の工程(廃油:ディーゼル発電機)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

環境マネジメントシステム推進責任者	所属: 延岡支社延岡動力部 職・氏名: 部長 溝上秀晃
環境安全担当	組織名: 延岡動力部環境安全課 組織人数: 6人
役割	<p>環境管理推進会議</p> <p>(審議事項)</p> <p>(1)環境管理全般についての施策の計画・実施についての審議を行うと共に、 廃棄物の適正処理及び削減計画についての検討審議を行う。</p> <p>(2)その他 部長が指名した件名</p> <p>(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者: 部長 ・出席者: 関連部署の課長、係長 ・事務局: 環境安全課
	<p>環境マネジメントシステム推進責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理業務の方針の策定 ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規則の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定
	<p>環境安全担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理業務の計画の作成 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物管理票の管理状況の把握 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発の助成 ・その他関係する事項

RC管理体制図

